

※ご本人確認ができない場合は、健康保険被保険者証の交付が行えません。  
届書を一旦お返しした場合、ご本人の確認と速やかな再提出について、事業主様のご理解とご協力をお願いします。

2. 外国籍の従業員の方を採用した場合は、この届書と一緒に「厚生年金保険被保険者ローマ字氏名届」をご提出ください。

なお、「厚生年金保険被保険者ローマ字氏名届」は、資格取得届を電子申請により手続きされる場合に限り、資格取得届の電子添付書類として画像ファイル（PDF形式・JPEG形式）による提出ができます。

【提出先】

郵送で事務センター（事業所の所在地を管轄する年金事務所）

【提出方法】

電子申請、郵送、窓口持参

◎ご注意ください！

資格取得届の提出が必要な方について、届出が提出されていないことが後で分かった場合、

- ①資格取得届を提出していただくとともに、
- ②事実が発生したときに遡って保険料をお支払いいただくことになります。  
また、対象となる方が老齢厚生年金の受給者である場合、本人の1ヶ月当たりの年金額と総報酬月額相当額※の合計額に応じて年金額の一部または全部が支払停止になることがありますが、この場合、本来支払停止が開始されるべき時点に遡って支払の停止が行われるため、既に支払われた年金を返納していただくこととなりますので、届出漏れがないよう十分ご注意いただきますようお願いいたします。

※事業所から支払われる給与および賞与の金額に基づいて決定される額